

避難指示の長期化に伴う賠償の考え方について（論点整理②） （案）

〔 本資料は、審査会における議論のために作成したものであり、指針の内容、損害の範囲について何ら予断を与えるものではない。 〕

帰還困難区域においては、将来にわたって居住を制限することを原則としており、依然として住民の立入りが制限され、本格的な除染やインフラ復旧等が実施されていないなど、現段階では避難指示解除までの見通しを立てることが困難であり、避難指示が事故後6年を大きく越えて長期化する可能性がある地域も存在する。また、帰還困難区域が大半を占める市町村の居住制限区域及び避難指示解除準備区域においても、除染やインフラ復旧等の状況によっては、当該市町村内の帰還困難区域と同様に避難指示が長期化する可能性がある地域も存在する。

このように避難が長期化する可能性のある住民にとって今後の生活の見通しをつけるためには、第二次追補までに示した賠償の考え方に加え、避難指示の長期化に伴う今後の賠償の考え方が明らかにされる必要がある。

なお、このような長期避難者が元の自宅を離れて長期間生活するにあたっては、現在の仮設住宅等での生活を継続するのではなく、長期間の居住が可能な通常の住宅へ転居することが想定され、避難者（大熊町、浪江町、富岡町及び双葉町）へのアンケート調査によると、長期間の避難期間中に持ち家での居住を希望する者が多数（43～54%）を占める。

1. 精神的損害について

（1）理論的には、最終的に帰還が可能か否かによって精神的損害の内容も異なると考えられるが、

- a) 長期間の避難の後、最終的に帰還するか否かを賠償がなされる時点で判別することは困難であること、
- b) 一般的には帰還が可能な場合の精神的損害よりは帰還が不可能な場合の精神的損害の方が大きいと考えられること、
- c) 現在も自由に立入りができず、除染計画やインフラ復旧計画等がなく帰還の見通しが立たない状況においては、仮に長期間経過後に帰還が可能となったとしても、移住を余儀なくされたものと同様に扱うことも合理的と考えられること 等

から、最終的に帰還するか否かを問わず、「長年住み慣れた住居及び地域における生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」を賠償することとしてはどうか。

（2）ただし、第二次追補において、「『いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態が続くことによる精神的苦痛』の増大等を考慮した」こと、及び「帰還困難区域は、

今後5年以上帰還できない状態が続くと見込まれることから、こうした長期にわたって帰還できないことによる損害額を一括して、実際の避難指示解除までの期間を問わず一律に算定することとした」こととの調整が必要と考えられないか。また、その際、避難に伴う精神的損害額に生活費増額分を含むとしていたことをどう考えるか。

- (3) 上記を踏まえた上で、避難指示の長期化に伴う精神的損害額をどのように算定すべきか。

2. 避難費用としての宿泊費について

- (1) 中間指針第二次追補では、「宿泊費等が賠償の対象となる額及び期間には限りがあることに留意する必要がある」、「例えば従前の住居が借家であった者については、当面は宿泊費等の全額とし、一定期間経過後は従前の家賃より増額の負担を余儀なくされた場合の当該増額部分とすることが考えられる」、「例えば従前の住居が持ち家であった者の居住していた不動産の価値が全損となった場合については、その全額賠償を受けることが可能となった時期までを目安とすることが考えられる」としている。
- (2) 従前の住居が借家であった者への宿泊費の賠償について、第二次追補の考え方及び住居確保損害（仮称）の内容を踏まえ、どのように考えるべきか。例えば、住居確保損害（仮称）の賠償を受けることが可能となった後は、従前の家賃からの増額部分と考えて差し支えないか。
- (3) 従前の住居が持ち家であった者への宿泊費の賠償は、事故前に居住していた不動産の全損の賠償を受けることが可能となった後、住宅を購入し転居することが可能になるまでの間賠償されると考えて良いか。
- (4) これまで宿泊費等については、様々な避難形態が存在することなどから、実費賠償を基本としてきた。避難者の中には既に住宅を購入し移住している者もいるなど、住宅購入や転居の時期も様々になると考えられるため、宿泊費等については従前通り実費賠償を基本とすることで良いか。